

## 事業者対象の支援制度です

### 釜石市経営支援給付金 (対象拡大枠)

新型コロナウイルス感染症の影響で、経営がひっ迫しているが既存の支援制度の対象となっていなかった市内商工業者に給付金を支給します。



### 釜石市中小企業退職金共済事業補助金

(独)勤労者退職金共済機構(中退共)と退職金共済契約(新規加入または掛金増額)をした中小企業者に補助金を交付します。



対象	<p>市内に事業所がある中小企業者のうち次の要件を満たす者</p> <p>(1)以下の業種を営む者(※一部対象外)</p> <p>◇鉱業・採石業・砂利採取業 ◇建設業 ◇製造業 ◇電気・ガス・熱供給・水道業 ◇通信業 ◇運輸業※ ◇金融業※ ◇協同組合</p> <p>(2)令和3年4月～10月の期間で、①または②を満たす者</p> <p>①1カ月の売上げが前々年同期比50%以上減少 ②連続する3カ月の売上げが前々年同期比30%以上減少</p> <p>◆商工団体(商工会議所・商工会)が申請窓口となっている「地域企業経営支援金」の対象要件を満たす事業者は対象外です</p>	<p>市内に事業所がある中退共契約事業者</p> <p>◆対象となる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年1月～12月までに新規加入または掛金増額を行った契約</li> <li>令和2年1月～12月までに新規加入または掛金増額を行った契約で、今年度も補助対象となるもの(※)</li> </ul> <p>◆補助対象期間 令和3年1月～12月(最大12カ月分)</p> <p>※例) 令和2年7月に新規(増額)契約した場合、令和3年1月～6月分が補助対象</p>
支給額(補助額)	<p>1事業所当たり上限10万円</p> <p>支給額 = (前々年同期3カ月の売上げ) - (今年度3カ月の売上げ)</p>	<p>従業員(市民)1人につき、1月の掛金または掛金増額分の20%(最大500円)</p>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類に必要事項を記入の上、市商工観光課(第3庁舎1階)に持参するか、郵送してください</li> <li>詳細資料、申請書類は市商工観光課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類に必要事項を記入の上、市商工観光課に持参するか、郵送してください</li> <li>詳細資料、申請書類は、市商工観光課に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます</li> </ul>
申請期間	1月4日(火)～2月28日(月)	1月4日(火)～31日(月)

申し込み・問い合わせ 〒026-8686 只越町3-9-13 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421

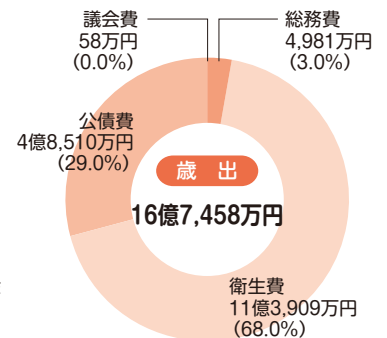
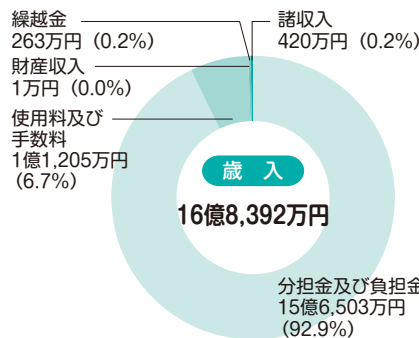
## 岩手沿岸南部広域環境組合決算

問い合わせ 岩手沿岸南部広域環境組合事務局 ☎27-7020

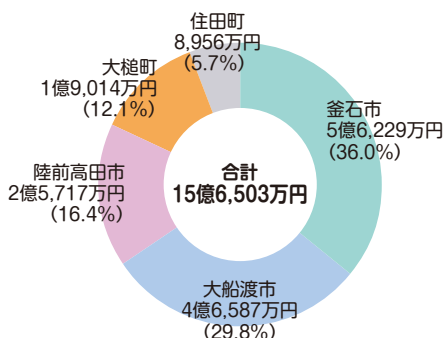
岩手沿岸南部広域環境組合は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町の3市2町からの負担金などにより、共同で岩手沿岸南部クリーンセンターを運営し、ごみ処理業務を行っています。令和2年度組合会計の歳入・歳出決算は、次のとおりです。

### 令和2年度決算の状況

歳入	16億8,392万円
歳出	16億7,458万円
歳入歳出差引額	934万円
翌年度へ繰越すべき財源	0万円
実質収支	934万円



### 市町負担金内訳 (災害ごみ処理負担金を除く)



### ごみ搬入量内訳

市町名	ごみ搬入量(t)	前年度比較(t)	増減率(%)
釜石市	1万1,507.81	△564.06	△4.7
大船渡地区	9,534.25	△380.97	△3.8
陸前高田市	4,319.90	△182.59	△4.1
大槌町	3,107.12	△169.53	△5.2
計	2万8,469.08	△1,297.15	△4.4

※大船渡地区は、大船渡市および住田町です

### 令和2年度情報公開制度などの運用状況

令和2年度は、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例および岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例に基づく開示請求および審査請求はありませんでした。

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(一括10万円給付)を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。市は、クーポンによる支給は行わず、児童1人につき10万円を現金で一括支給します。

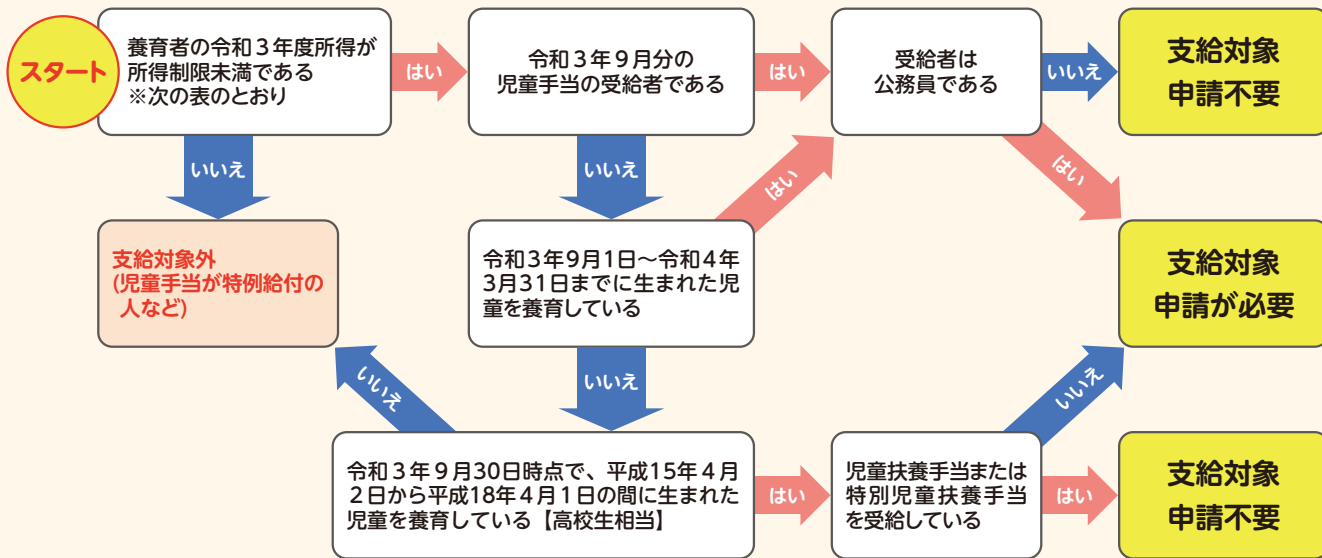
**対象**

- ・令和3年9月30日時点で平成15年4月2日～令和3年9月30日生まれの児童を養育している人
  - ・令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれの新生児を養育している人(どちらも所得制限があります)
- ※児童養護施設などに入所中の児童の分は、入所先に支給されます  
令和3年10月1日以降に釜石市に転入した人は、転入前の市町村へお問い合わせください

**給付額**

10万円

### 支給要件確認フローチャート



### 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額(所得控除後の額) (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040



- ・「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています
- ・令和2年1月～12月の間の所得で審査します
- ・扶養親族とは、令和2年中に申告された税法上の扶養親族です。令和3年生まれのお子さんは含まれません
- ・扶養人数が5人を超える場合は、1人につき38万円を加算した額になります

### 申請不要な人

申請不要な人のうち、令和3年9月分の児童手当受給者(公務員を除く)・児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者には、高校生相当のお子さんの分も含め、12月27日(月)に支給済みです。

※基準日以降児童手当の受給者を変更した場合でも、令和3年9月分を受給した人へ支給します

令和3年10月1日以降に出生した児童の分は、1月下旬以降の支給を予定しています。支給決定後、個別にお知らせします。

### 申請が必要な人

申請が必要な世帯には、1月以降申請書を送付します。令和4年3月31日(木)までに返信用封筒で申請してください。詳しい申請方法は、1月15日号の広報かまいしでお知らせします。

※支給対象となる可能性のある人に漏れなく情報をお届けするため、保護者の所得に関わらず申請書と案内を送付します。対象は、所得が「所得制限限度額」を超えていない保護者です。



市のホームページ

問い合わせ 市子ども課 子ども福祉係 ☎22-5121